

法人会ニュース



福岡中部法人会
ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ ほうじん 新春号
- ◆ 広報誌 Chubu Report 第3号
- ◆ いちごプロジェクト 冬号
- ◆ 「新設法人説明会」のご案内
- ◆ 第6支部 相続税対策セミナーのご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内容		
1	30	(木)	新春講演会・会員交流会	18:00～20:30	於：ソラリア西鉄ホテル
		()		～	於：
		()		～	於：

●支部の行事

月	日	曜	内容		
1	29	(水)	第2支部 医療健康セミナー	14:00～15:30	於：大名公民館
2	4	(火)	第6支部 相続税対策セミナー	10:30～12:00	於：草香江公民館
		()		～	於：
		()		～	於：

●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
1	8 15	(水)	役員会	10:00～11:00	於：事務局会議室
2	6	(木)	賀詞交歓会	19:00～	於：

●女性部会の行事

月	日	曜	内容		
1	17	(金)	役員会	11:00～12:00	於：事務局会議室

(I) 税務カレンダー

- 1月4日 ●10月決算法人の確定申告
●4月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
- 1月10日 ●源泉所得税の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月～12月分を1月20日までに納付）
- 1月22日 ●年2回納付の特例適用者の源泉所得税の納付（7月～12月分）
- 1月31日 ●源泉徴収票の交付
●支払調書の提出
●固定資産税の償却資産に係る申告
●11月決算法人の確定申告
●5月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
●給与支払報告書の提出

(II) 知らないで損する税情報

企業版ふるさと納税

税理士 堤 一 博

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、地方創生の一環として導入された制度で、地域再生計画として国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行うことで、法人関係税から税額控除する仕組みです。

背景としては、我が国が直面する人口急減・超高齢化などの大きな問題の改善に向けて政府一体となって取り組み、持続的な社会を創生するために各地方自治体のそれぞれの特色・特徴を活かした自律を目指す事業として、2014年（平成26）11月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）を中心に設計されており、現在、内閣官房に設置された「まち・ひと・しごと創生本部」を軸に、「内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局」と「内閣府地方創生推進事務局」が両輪となって、地方創生事業の推進に努めています。

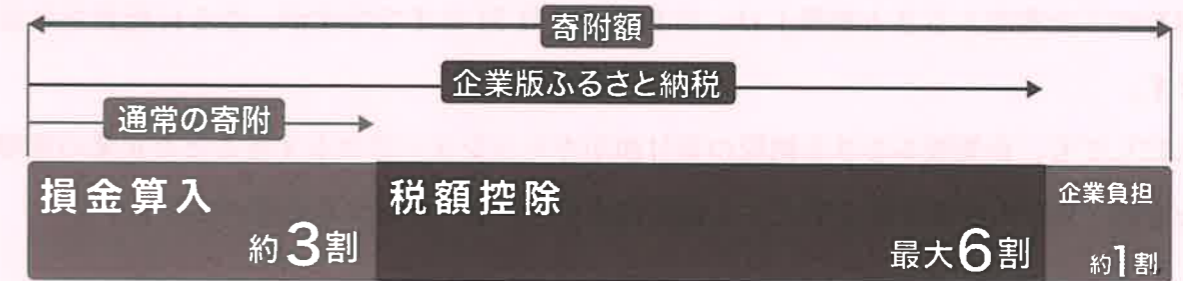
令和6年8月30日に上記両事務局が公表した「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の令和5年度寄附実績（概要）」から抜粋したものが、下記のとおりです。

年度別の寄附実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
寄 附 件 数	517	1,254	1,359	1,327	2,249	4,922	8,390	14,022
寄 附 額 (単位：百万円)	747	2,355	3,475	3,380	11,011	22,575	34,107	46,999
寄 附 企 業 数	459	1,112	1,138	1,117	1,640	3,098	4,663	7,680

また、このうち福岡県の実績は、下記のとおりです。

福岡県の実績	令和4年度	令和5年度	増加率
寄 附 件 数	369	519	140.70%
寄 附 額 (単位：百万円)	920.6	1,199.9	130.30%

令和2年度税制改正による税額控除割合の引上げ等で、金額・件数ともに大きく増加しています。現行の税制の概要は、下記のとおりです（出典：内閣府 地方創生推進事務局作成の「企業版ふるさと納税リーフレット」から抜粋）。



例 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

①法人住民税

寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)

②法人税

法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)

③法人事業税

寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

※税額控除の手続(申告)や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

令和2年度税制改正の際に触れましたが、節税効果を期待した場合にはその効果が限定的です。

上記の制度設計の意味は、国税の法人税においては「特定寄附金」としてその全額が損金算入とされることにより、軽減効果約3割と、地方税の法人住民税と法人事業税において特例措置として最大6割の税額控除を受けることができるため、企業の実質負担が約1割になることを示していて、個々の企業における軽減効果については、最終的には国税・地方税の法人関係税を集計しないと正確な効果測定はわからないということです。

ところで、所得金額、寄附金額、地方税での限界税率との兼ね合いから、非常に稀なケースですが、企業の実質負担が計算上マイナスとなる場合もあり得るようです。いずれにしても、複雑な計算が必要となり、ピンポイントでその軽減効果を追求するのは、企業版ふるさと納税を直線的な金銭評価ではなく、寄附企業の「無形価値」、一種の広告宣伝的なメリットを重視する姿勢が必要と考えます。

寄附企業の社名が地方公共団体のHP等で公表され、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）をアピールできます。また、将来寄附先の地方公共団体の域内での事業展開がある場合には、地方自治体との関係構築や事業推進につながり、企業にかなり有利に働くことと思われます。

つまり、企業版ふるさと納税は、寄付額についての税負担軽減効果は限定的であることを前提にして、収支計算上「寄附額の10%程度」のキャッシュ・アウトで獲得できる長期的な無形価値をしっかりと見極めたうえで行われるべきです。

注意すべきポイントは

- (1) 寄附額の下限は10万円で、上限はその地方公共団体の事業費の範囲内とされています。
- (2) 企業の本店所在地の地方公共団体、地方交付税不交付団体に該当する地方公共団体は制度対象外です。
- (3) ご承知のこととは思いますが、個人版ふるさと納税と異なり、返礼品はありません。
- (4) 現行の「企業版ふるさと納税」は、令和7年3月31日までですが、さらに延長される動きがあります。

いずれにしても、企業版ふるさと納税の寄付額がキャッシュ・アウトすることと企業の寄附先での将来的な有形・無形の事業価値を形成する長期戦略とを入念に検討する必要があります。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2025	1	30(木)	18:00~20:30	本部	新春講演会・会員交流会 (ご案内は12月に、「封書で送付」)	ソラリア西鉄ホテル
	2	19(水)	13:30~16:30	本部	新設法人説明会 (チラシは1月号に封入)	福岡ガーデンパレス
	3	19(水)	15:00~15:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		19(水)	16:00~17:00	〃	理事会	〃
		未定	未定	〃	決算事務説明会	
	4	3(木)	9:30~16:00	本部	新社会人セミナー	天神ビル
		16(水)	14:00~14:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		16(水)	15:00~16:00	本部	理事会	〃

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)